

(別紙)

新型コロナウイルスの感染拡大の防止に伴う臨時休業中の 生徒指導・学習指導等への対応について

義務教育課
健康教育課

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための臨時休業中については児童生徒の健康安全を第一とし、問題行動の未然防止や事故防止に万全を期するとともに、長期となる休業における学習について適切な対応がなされるよう指導願います。

1 心のケア

- (1) 問題行動等の傾向及び個別に支援を要する児童生徒については、臨時休業中でも電話等で連絡をとるとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら指導に当たる。
- (2) 不安を抱えている児童生徒に対しては、いつでも電話等で対応できる体制を整え、安心して生活できるよう支援するとともに、悩みごとの相談窓口を周知する。(ふくしま24時間子どもSOS 0120-916-024、ダイヤルSOS 0120-453-141)

2 問題行動防止等の指導

- (1) 規則正しい生活を送り、望ましい生活習慣が維持できるよう家庭の理解・協力を得ながら、個に応じたきめ細かな指導を行う。
- (2) 休業中に生活リズムが崩れ、SNSやオンラインゲーム等にのめり込まないように、家庭と連携を図りながら計画的な生活を送れるよう指導する。
- (3) 感染防止の徹底の観点から、友人宅や遊技場等への外出を控えるよう指導する。

3 事故防止の指導

- (1) マッチ、ライター等の火遊びやガスの不始末で火災事故につながることを指導するとともに、火気の管理については家庭への働きかけを行うなど、火遊びによる火災事故の未然防止に努める。
- (2) 保護者が不在時の不審者対応について、家庭のルールを確認しておく。

<参考> 学年末・学年始休業に向けた生徒指導及び事故防止の指導の充実について
(元教義第1660号 令和2年1月17日)

4 学習指導

- (1) 休業期間中を自己マネジメント力を高める機会と捉え、「家庭学習スタンダード」を活用して家庭学習の充実を図る。
- (2) 「活用力育成シート」、「定着確認シート」や、授業で使用している問題集などの使用を促すなど、児童生徒が家庭で使用する教材についても配慮する。

5 今年度、次年度の教育課程に関する配慮事項

- (1) 今般の臨時休業にあつては、学校教育法施行規則等に定める標準時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないことを考慮する。
- (2) 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮する。
- (3) 各学校においては、児童生徒の未だ履修していない学習内容・学習進度等を把握し、次年度において、補充のための学習を弾力的に教育課程に位置付けて実施するなど、その他必要な措置を講じ、児童生徒に不利益が生じないように配慮する。

6 高等学校入学者選抜への指導

- (1) 県立高等学校入学者選抜に関する問合せについては、臨時休業中であっても、生徒及び保護者が個別に問合せするのではなく、中学校を通して福島県教育庁高校教育課に相談することを周知する。
- (2) 進路に関する問合せ等について、生徒及び保護者の不安をできる限り取り除くよう、真摯に対応する。
- (3) 感染の広がりにより状況等に変化が生じる場合があるため、生徒及び保護者に確実に情報提供できるよう、連絡方法等について事前に確認しておく。

7 健康面についての指導

- (1) 風邪やインフルエンザへの対策と同様に、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うよう指導する。
- (2) 臨時休業中は、人混みや繁華街への外出等、不要な外出を控える。
- (3) 免疫力を高めるために、バランスのよい食事、十分な睡眠、室内での運動の工夫など規則正しい生活を送るよう指導する。
- (4) 感染拡大の防止の観点から、できる限り健康状態の確認（検温等）を行うように家庭に連絡する。
- (5) 適切な環境の保持のため、自宅でもこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう指導する。
- (6) 自宅待機中の健康観察を厳重に行い、下記のような症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ※ 基礎疾患がある児童生徒が上記の状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。

- (7) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は速やかに家庭から学校へ連絡を入れるよう指導するとともに、保健所、教育委員会等への連絡体制を確認しておく。

8 部活動や対外的な交流イベントについての配慮事項

部活動及び対外的な交流イベントなど地域の児童生徒等が集まる行事、大会等へは参加しない。

9 給食についての配慮事項

給食のキャンセルに係る対応等、保護者の追加的な負担等に留意する。